

声 明：我われは給与引き下げに合意したわけではない

熊本大学使用者は、「国家公務員の給与改定及び給与の臨時特例に関する法律」に対応して、2011年度人事院勧告分として基本給：平均0.23%、臨時特例分として基本給：平均7.8%（最大9.77%）、賞与：一律9.77%、管理職手当：一律10%を2012年8月1日から減額すること（臨時特例分については、2014年3月31日までの期間）を提案した。計3回（6月26日、7月5日、7月11日）にわたる団体交渉の結果、熊本大学教職員組合は、これまでに得た成果と今後の交渉において最善の結果を得る可能性を確保するため、使用者の提案に合意して7月31日に「国家公務員の給与の『臨時特例』に対応した組合員の給与の取扱いに関する労働協約」を締結した。

熊本大学使用者の給与減額提案は、5月11日の閣僚懇談会において示された「次の予算編成の際に国家公務員と同等の給与削減額を算定して運営費交付金を削減する」という政府の方針、5月29日の文部科学省高等教育局長から各国立大学法人への要請をうけたものである。しかし、団体交渉の過程で指摘したように、非公務員型の独立行政法人である国立大学法人に臨時特例を適用する法的根拠はなく、臨時特例は「社会一般の情勢」（＝民間の賃金水準）に適合させるものでもない。また、運営費交付金の削減額が確定していない現時点では給与を減額しなければならない「高度の必要性」・合理的根拠が何ら示されておらず、熊大使用者は誠実交渉義務に違反しているといわざるを得ない。

にもかかわらず、我われ組合が今回の提案に合意したのは、①熊大使用者も提案の不備を自覚し、運営費交付金の削減額が確定した時点（早ければ今年秋の補正予算）で再度団体交渉を行ない、減額した給与の取扱いを決定すると約束していること、②納得できるものではないとはいえ、熊大使用者が給与減額を回避する努力をつづけてきたこと、③組合からの要求を受け入れ検討を約束するなど、熊大使用者が真摯な姿勢で団体交渉に臨んでいることを考慮したからである。

我われ組合は、今回の提案に合意したとはいえ、決して給与減額に合意したわけではない。あくまで運営費交付金の削減額が最悪となった場合を想定した暫定的な対応策の実施に合意したにとどまる。

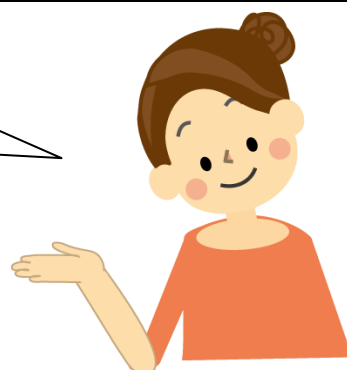
今回の提案に関する団体交渉の過程において教育学部附属学校の教員、医学部附属病院の医療職員等への波及を回避する工夫がなされたものの、2011年4月段階で熊本大学職員の給与は対国家公務員比ラスパイレス指数82.9であり、熊本県内自治体職員の平均ラスパイレス指数97.5にも遠くおよばない水準にまで落ち込んでいた。今回の減額が熊本大学教職員の士気を著しく失わせ、とりわけ現在でも深刻な教員の人材流出に拍車をかけることになるのは確実であろう。いうまでもなく、それは本学の教育・研究機能の低下を意味し、熊本大学使用者が目標にかかげる「研究拠点大学」など望むべくもない。

我われ熊本大学教職員組合は、本学の教育・研究機能を維持してゆくためにも、「労働協約」を遵守し、給与減額を回避するよう最大限経営努力すること、組合の要求事項（①役員の給与引き下げ率をアップすること、②無際限に再任を認めている教員任期制を廃止すること、③正式に給与を減額する場合には勤務時間を短縮すること、④パート職員にボーナスを支給すること）を再交渉までに検討することを改めて熊本大学使用者に要望するとともに、給与の減額を最小限にとどめるよう総力をあげて粘り強く取り組んでゆくことを誓い、熊本大学の全教職員に更なる団結と共闘を呼びけるものである。

2012年7月31日

熊本大学教職員組合執行委員会

上記「声明」を近日中
立て看板に掲示し、
各門前などに設置します。



赤煉瓦

熊本大学教職員組合

No.6
2012. 8. 1

内線:3529 FAX:346-1247
ku-kyoso@union.kumamoto-u.ac.jp
<http://union.kumamoto-u.ac.jp/>